

月形町

しんとよ

つぎがたちょう

# 中山間地域等直接支払交付金「新豊集落協定」（北海道月形町）

集落協定の広域化に伴い役員を担える人材の確保と農作業の省力化・効率化

- 第5期から2つの集落（豊ヶ丘、新富）協定を統合、人材の確保
- それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し一括管理、運搬車両等の導入により農作業を効率化

協定参加者の約半数が他集落からの通い作

作業の機械を運搬する必要あり  
(多くの時間を要していた)

豊ヶ丘集落協定

統合の働きかけ

新富集落協定

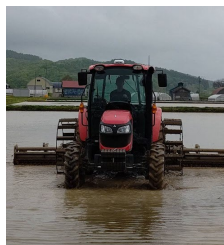
高齢化等により  
役員を担う人材が不足

将来的に役員を担う  
人材が不足する見込み

統合  
第5期（令和2年度）

新豊集落協定

- 役員をそれぞれの旧集落協定からバランスよく選出
- 協定に沿った農業生産活動を主導する人材を確保
- 農作業時間が短縮（統合前と比べて約1割短縮）
  - ・ 水稲共同防除面積の拡大のため運搬車両を導入
  - ・ GPSガイダンスを導入（代掻き・肥料撒き）



【GPSガイダンス機能付トラクター】



【トラック（運搬車両）】

## 【集落協定の概要(R5現在)】

協定開始：令和2年  
面積：276.0ha(田)  
共同取組活動費への配分割合：29.1%  
構成員：農業者20人、農業法人4法人  
主要作物：水稲等

## ①集落・地域のこれまで

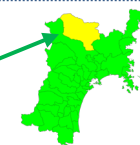
- ・ 合併前、豊ヶ丘集落では、高齢化や後継者不足により協定参加者が年々減少していたことに加え、協定参加者の内、半数以上が他集落からの通い作で参加していたため、役員を担える人材が不足していた
- ・ 新富集落では、将来的に役員を担える人材が不足する見込みであった
- ・ 両集落の共通の問題として、他集落からの通い作の参加者が多いため集落間の機械の運搬に多くの時間がかかっていた
- ・ 豊ヶ丘集落から新富集落へ統合の話を持ち掛けた。共通課題である人材確保と機械運搬時間の削減に向け、統合の話はスムーズに進んだ

## ②実施体制の特徴

- ・ 2集落協定が統合し広域組織の体制構築
- ・ 各担当役員（機械担当、法面担当等）を旧集落協定（豊ヶ丘、新富）の参加者からバランスよく選出
- ・ 集落全体で施設等を管理
- ・ それぞれの旧集落で管理していた共同機械を新集落で一括管理
- ・ 広域化加算を活用し、協定に沿った農業生産活動を主導する人材を確保

## ③取組の内容・成果

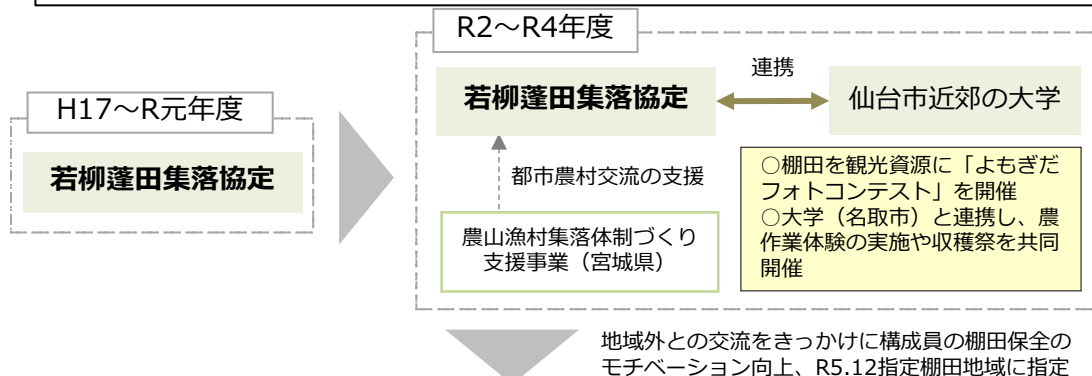
- ・ 2集落協定の統合により、使用できる共同機械の種類が増え、機械使用の選択が多様化
- ・ 広域化加算を活用し、水稲共同防除面積の拡大のため運搬車両を導入したことで、運搬時間を大幅に削減
- ・ 生産性向上加算を活用し、GPSガイダンスを導入したことで集落全体の農作業時間（代掻き・肥料撒きにかかる時間）を1割程度短縮
- ・ 統合により役員の選出が容易になった



# 中山間地域等直接支払交付金「若柳蓬田集落協定」(宮城県栗原市)

棚田を始めとした農用地・自然生態系の保全、棚田から生まれる都市部との交流と振興

- 段階を経て、集落協定が地域内外の多様な組織とのつながりを拡大
- 棚田を活用した交流事業により、人員の確保に努めながら農地の保全活動と地域の活性化を実施



## ①集落・地域のこれまで

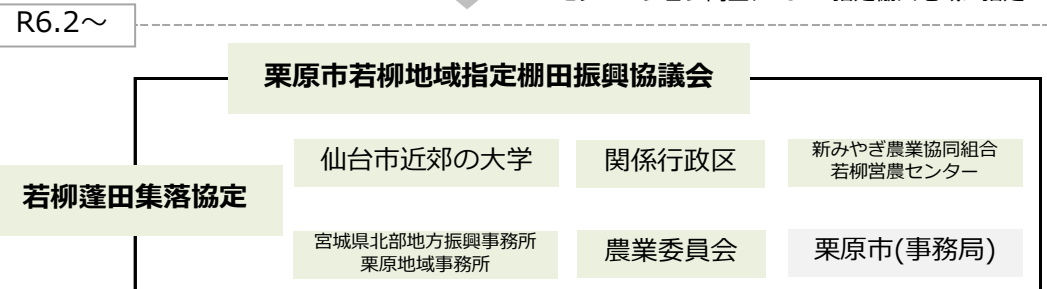
- ・平成17年度(第2期対策)から若柳蓬田集落協定を運営
- ・令和2年度～4年度、宮城県の「農山漁村集落体制づくり支援事業」を活用し、棚田から生まれる都市部との交流事業を実施
- ・令和6年2月、棚田等の保全振興に向けて、「栗原市若柳地域指定棚田振興協議会」を設立
- ・同年6月、指定棚田地域振興活動計画が認定

## ②実施体制の特徴

- ・栗原市若柳地域指定棚田振興協議会は、集落協定、地域住民、関係行政、市長、県、市、仙台市近郊の大学など関係機関等で構成
- ・市が協議会の運営や会議資料の作成等の事務局機能を担い、若柳蓬田集落協定と関係機関が連携する実施体制を構築

## ③取組の内容・成果

- ・棚田等の保全を通じ、農用地等の多面にわたる機能の維持・発揮が図られた
- ・仙台市近郊の大学及び医療職者との連携事業(田植え・稲刈り体験、農用地の転作作物(さつまいも等)の収穫体験交流会、大学祭での販売等)により、食育の推進、棚田地域の振興並びに交流人口が増加
- ・地域内外との多様な交流をきっかけに協定構成員の棚田保全のモチベーションが向上
- ・棚田を観光資源とした、地域内外から応募可能な「よもぎだフォトコンテスト」の定例開催により、地域の活性化と交流人口の増加が図られた



- 「よもぎだフォトコンテスト」(地域内外から応募可能)の定例開催
- 仙台市近郊の大学との交流を継続、新たに医療職者とも交流し、農作業体験や収穫祭を実施
- R6.6指定棚田地域振興活動計画が認定され、棚田地域振興活動加算により交流人口の増加に取り組む

【集落協定の概要】  
協定開始：平成17年度(第2期対策)  
面積：18ha(田)  
共同取組活動費への配分割合：50%  
構成員：農業者32人  
主要作物：水稻、レンコン



【大学と連携した農作業体験】

## 中山間地域等直接支払交付金「やしま集落協定」（秋田県由利本荘市）



由利本荘市

広域協定内に活動グループを形成し、交付金の柔軟な運用を実現

- 55協定を1協定に統合した上で、集落単位や水掛かり単位などによる18のグループを形成して活動を実施
- 各グループは配分された共同取組活動費の範囲内で自由に活動しつつ、地域の農地保全を念頭に柔軟な交付金活用を図る

55協定を1協定に統合（H17）

## やしま集落協定

集落単位や水掛かり単位で  
18のグループを形成して活動

- 特徴1：グループ内の農用地面積等を考慮し、各グループへの共同取組活動費の配分額を決定
- 特徴2：各グループは配分額の範囲内で自由に活動
- 特徴3：災害復旧が必要なグループには配分額を集中させるなど、農地保全を念頭に柔軟に運用

各グループの配分額  
から5.5%を拠出

事務支援業務の委託

土地改良区

- ・各グループへの配分額の算定
- ・各グループへの振込作業

## ①集落・地域のこれまで

- ・平成17年（第2期対策）から、**55協定を1協定に統合**。旧矢島町全域をカバーする広域協定を締結
- ・同時期に**土地改良区への交付金事務支援業務の委託**を開始

## ②実施体制の特徴

- ・**集落単位や水掛かり単位で18のグループを形成して活動**
- ・役員会でマスタープランを策定し、グループ内の農用地面積、傾斜度、構成員、事務費等を考慮し、各グループへの共同取組活動費の配分額を決定
- ・**各グループは配分額の範囲内で自由に活動**
- ・**地域に交付される交付金を一元的に管理し、災害復旧が必要なグループには配分額を集中させるなど、農地保全を念頭に柔軟に運用**

## ③取組の内容と成果

- ・管理作業に係る担い手の負担軽減と品質向上のため、交付金を活用したラジコンヘリでの共同防除を実施
- ・主食用米のほか酒米にも取組み、地元酒蔵に出荷。また、高収益作物のアスパラガス、花きのリンドウを導入するなど所得向上に向けた取組を実施  
⇒販売額(アスパラ、リンドウ)：12,000千円(H27)→19,941千円(R3)

## 【集落協定の概要(R4現在)】

協定開始：平成12年度

面積：367ha(田)

共同取組活動費への配分割合：51%

構成員：農業者243人、農業法人1法人、農業生産組織2組織

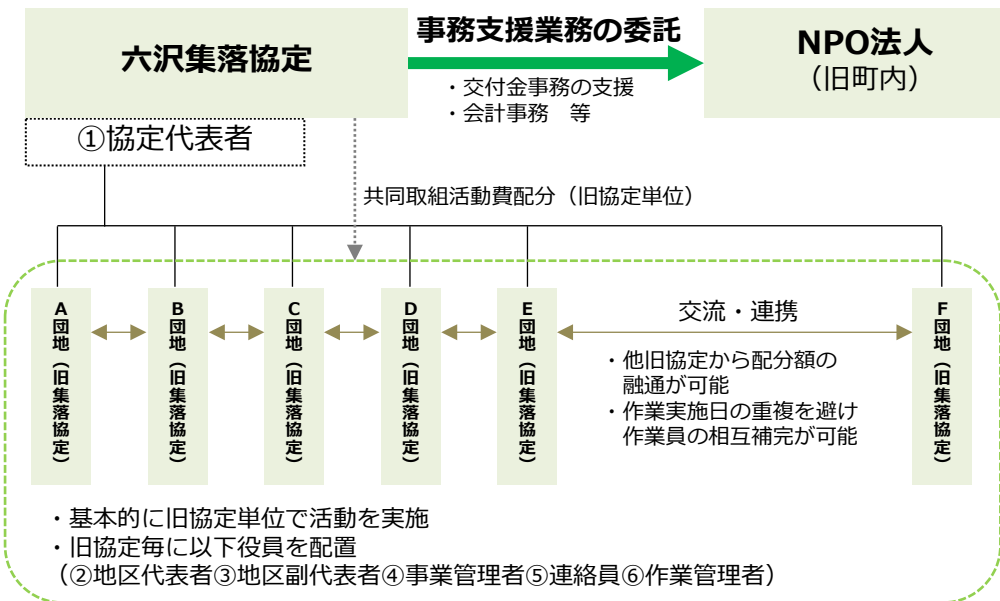
主要作物：水稻、酒米、アスパラガス、リンドウ

## 中山間地域等直接支払交付金「六沢集落協定」（秋田県由利本荘市）



交付金の柔軟な活用を可能とした統合を実現

- 団地ごとに活動していた近隣6集落協定が、独自性を残したまま統合し活動を実施
- 旧協定単位で共同取組活動費の配分を行い、それぞれで活用方法を決定



## 【役員の役割】

- ① 協定代表者・・・総会と臨時総会の開催。全地区の総括。行政又は事務委託者が招集する会議等への出席。
- ② 地区代表者・・・団地ごとの総括。農業者の意見の集約。
- ③ 地区副代表者・・・代表の補助、代理。耕作放棄地の発生防止取組み。
- ④ 事業管理者・・・水路布設整備、農道整備、農地災害対応等の事業計画策定。業者との見積もり聴取等の折衝。
- ⑤ 連絡員・・・電話連絡。会議開催等の通知配布。会議の会場手配。
- ⑥ 作業管理者・・・水路、農道の草刈り作業の管理、写真撮影。作業日誌の作成。

## 【集落協定の概要(R5現在)】

協定開始：平成27年度  
面積：51ha(田)  
共同取組活動費への配分割合：20%  
構成員：農業者39人、農業法人1法人  
主要作物：水稻、そば、飼料用作物



【旧協定間の垣根を超えた草刈り作業】

## ① 集落・地域のこれまで

- ・ 平成26年度より、第4期対策の実施に向けて、事務の負担が課題と感じていた近隣の5協定は、共通する構成員等が多く、統合による事務負担の軽減も見込めたため、市からの助言を受けつつ調整を重ね六沢集落協定として統合
- ・ 令和元年度より、第5期対策に向けて、事務に苦慮していた近隣の1協定に対して、六沢集落協定から提案を持ち掛け統合

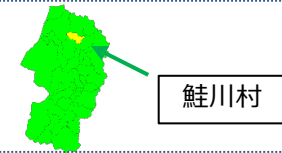
## ② 実施体制の特徴

- ・ 旧協定ごとに予算の活用方法や維持管理の方法が異なるため、**旧協定単位での組織体系を残しつつ統合**することで、それぞれの意思決定を尊重
- ・ **地区代表者が旧協定内の意見を集約**し、数名の地区役員とともに六沢集落協定の総会に集まり、協定全体の意思決定を行う
- ・ 旧協定単位で共同取組活動費の配分をおこない、それぞれが配分額の範囲内で自由に活動
- ・ 配分額を超える事業を実施したい場合は、全体で予算の調整を行い、他旧協定から配分額を融通する形で事業を実施
- ・ **事務処理方法を一元化**し、行政書士が所属している旧町内のNPO法人に交付金事務の支援や会計事務等を委託

## ③ 取組の内容・成果

- ・ 予算の調整（他旧協定からの融通）により、統合前は複数年かけて実施していた事業が単年度で実施可能となった
- ・ 統合及び事務支援業務を委託したことで、事務負担が軽減し、次期対策への取り組み継続の意欲が向上
- ・ 構成員の増加により交流の機会が増え、地域活性化へつながった

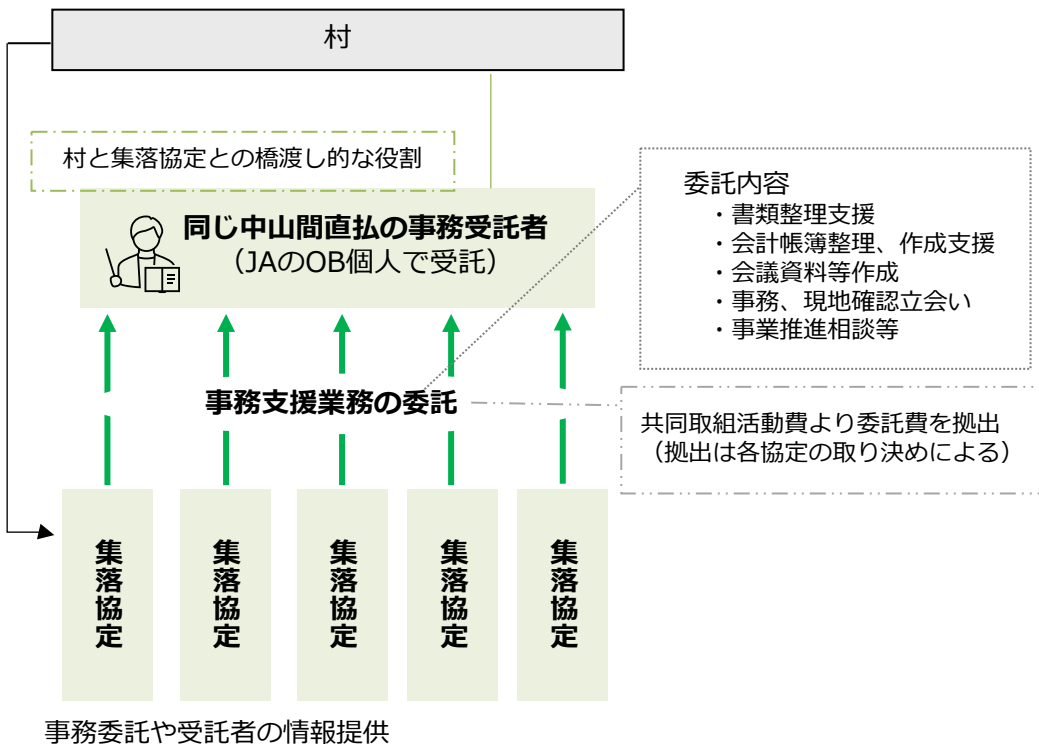
## 中山間地域等直接支払交付金「鮭川村の5集落協定」（山形県鮭川村）



鮭川村

各集落協定から同一の外部組織等に事務等を委託したゆるやかな横連携

- 5つの集落協定が、同じ中山間直払事務受託者（JAのOBが個人で受託）に事務支援業務を委託
- 受託者が、村と集落協定との橋渡しの役割を担うことで、村事務担当の負担軽減



## ①集落・地域のこれまで

- ・ 令和元年度より、第5期対策の実施に向けて、事務処理が負担と考えていた5集落協定が、各集落協定ごとに同じ受託者へ事務支援業務を委託して取り組むこととした

## ②実施体制の特徴

- ・ 5つの集落協定が、同じ中山間直払事務受託者（JAのOBが個人で受託）に事務支援業務を委託

## ③取組の内容と成果

- ・ 5集落協定において、第5期対策への事業継続が図られ、適正な農地の維持管理
- ・ 次期対策（第6期対策）に向けて、取り組み継続の意欲向上
- ・ 受託者が、村と集落協定との橋渡しの役割を担うことで、村事務担当の負担軽減

## 【集落協定の概要(R4現在)】

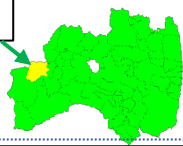
協定開始：平成12年度

面積：125ha(田)、1ha(畑)

共同取組活動費への配分割合：50%

構成員：農業者121人、農業法人1法人、その他1

主要作物：水稻、そば、山菜



# 中山間地域等直接支払交付金「かねやま中山間広域事業体」（福島県金山町）

## 1町1協定による広域的な協定事務の一元化

- 19の集落協定が統合した1町1協定の広域組織
- 多面的機能支払交付金の事務局に事務支援業務を委託することで事務作業が軽減

### 中山間地域等直接支払交付金

#### かねやま中山間広域事業体

（第4期対策から）  
**19協定を1協定に統合**

共同取組活動の報酬の統一  
→他の集落等の人手不足  
を補う協力体制の構築

（第5期対策から）  
生産性向上加算にて  
**ドローンの運用**を実施

### 事務支援業務の委託

各協定ごと  
交付金から  
25%を拠出

- ・ 個人配分や取組活動費を19協定ごとに配分
- ・ 総会の開催
- ・ 資料の作成
- ・ 各書類整理支援、管理

### 多面的機能支払交付金

金山町農地維持  
環境保全協議会  
(H26年から)

1町1協定で開始  
(H26年から)

### 特徴

#### 【合意形成について】

- ・ ほとんどの地区が多面的機能支払交付金と同じ区域のため容易に合意できた
- 【交付金の運用等について】
- ・ 多面的機能支払交付金の実績から事務局費用を算出
- ・ 作業計画等による共同活動の作成がスムーズ

### ①集落・地域のこれまで

- ・ 平成26年の多面的活動でも「地域・集落の課題」と同様の問題を解決するべく広域化組織を構築し問題を解決
- ・ 中山間の活動においても、第4期対策から集落連携・機能維持加算（広域化支援）を活用し、地域全体で維持管理する1町1協定の広域組織の体制を構築
- ・ 多面的機能支払交付金の事務局に事務支援業務を委託することで、事務作業を軽減
- ・ 令和2年（第5期対策）より生産性向上加算にて、ドローンの運用を実施

### ②実施体制の特徴

- ・ **19の集落協定が統合した1町1協定の広域組織の体制**
- ・ 多面的機能支払交付金の事務局を含め、**協定事務は「金山町農地維持環境保全協議会」に一元化**

### ③取組の内容・成果

- ・ 広域化により**共同取組活動の報酬が統一**され、**他の集落等で人手が足りないときに協力できる仕組み**を整備
- ・ 生産性向上加算を活用して、ドローンを購入し、構成員からオペレーターを育成し、肥料や薬剤の散布を実施

|      | 目標面積   | 実績面積    | 実作業<br>延べ面積 | 実施人数<br>(延べ人数) |
|------|--------|---------|-------------|----------------|
| R2年度 | 対象農地選定 |         |             | 1名(1名)         |
| R3年度 | 3ha    | 14.43ha | 22.7ha      | 2名(3名)         |
| R4年度 | 6ha    | 19.39ha | 29.07ha     | 2名(5名)         |
| R5年度 | 9ha    | 34.93ha | 56.87ha     | 2名(7名)         |

#### 【集落協定の概要(R4現在)】

協定開始：平成12年度

面積：108ha(田)

共同取組活動費への配分割合：49%

構成員：農業者269人、農業法人1法人、生産組織3組織

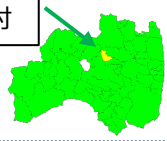
主要作物：水稻



【ドローンによる散布作業】

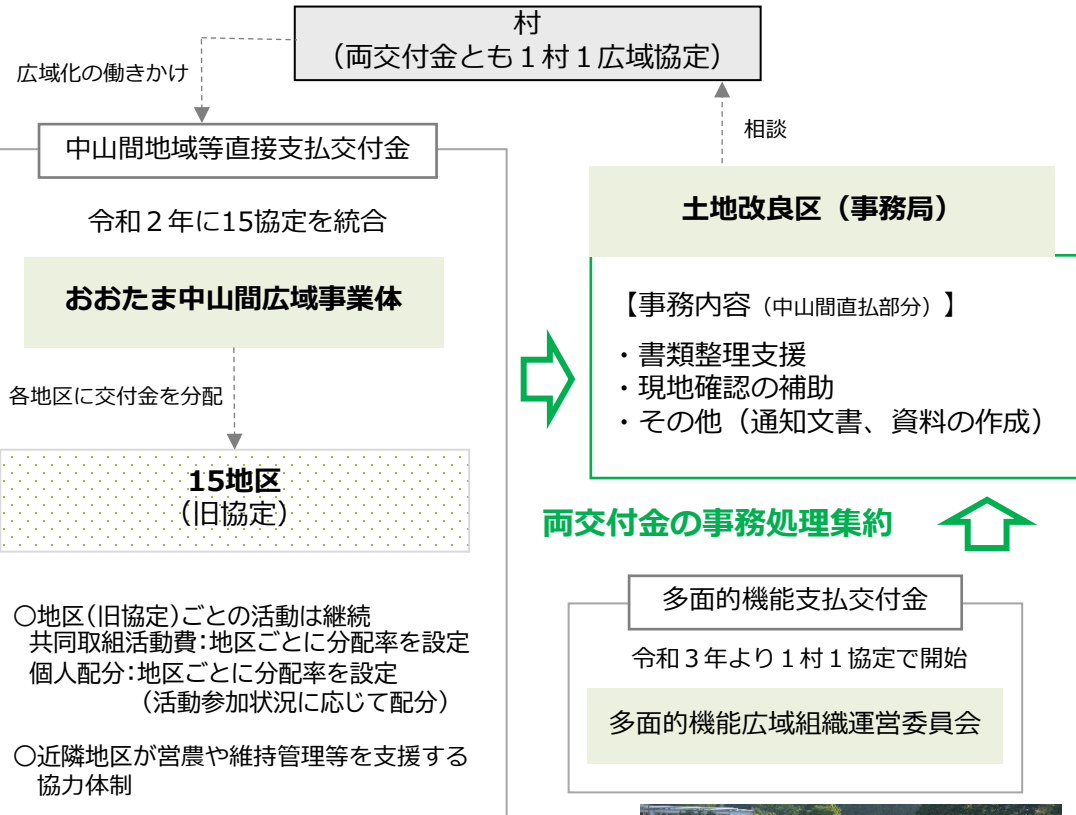
# 中山間地域等直接支払交付金「おおたま中山間広域事業体」(福島県安達郡大玉村)

安達郡大玉村



## 1村1協定による広域的な協定事務の一元化

- 15の集落協定が統合した1村1広域組織
- 土地改良区への事務支援業務の委託により事務負担が軽減



### 【集落協定の概要(R6現在)】

協定開始：令和2年度  
面積：229.6ha(田)  
共同取組活動費への配分割合：64%  
構成員：農業者210人  
主要作物：水稻



【農道・法面の共同草刈り活動】

## ①集落・地域のこれまで

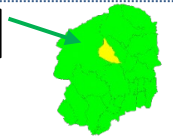
- ・県内他町の広域化事例を参考に、村が集落代表者及び役員を中心に説明会を開催し、集落全体で事務負担軽減が図られることを確認したうえで、広域化への合意形成に至り、第5期対策から地域全体で維持管理を行う**1村1協定の広域組織の体制**を構築
- ・村の土地改良区において、中山間・多面担当の職員が採用されたこともあり、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の事務局を土地改良区に置き、事務処理を集約

## ②実施体制の特徴

- ・15の集落協定が統合した1村1協定の広域組織の体制
- ・**各地区（旧協定）の代表者により広域組織を運営**し、情報交換等により各地区の現状や取組を把握
- ・面積に応じて交付金が各地区に分配され、地区ごとに活動を継続（地区ごとに共同取組活動費の分配率を設定）
- ・高齢化に伴い人手が不足している地区については、近隣地区が営農や維持管理等を支援する協力体制を構築
- ・**多面的機能支払交付金の事務を含め、協定事務は土地改良区に一元化**し、委託費として両交付金それぞれ交付額から5%拠出

## ③取組の内容・成果

- ・各地区の活動に対する広域組織との協力体制の構築により、農地の荒廃を防ぎ、維持保全が図られた
- ・村と各協定間の実績報告までのやりとりに膨大な時間を費やしていたが、土地改良区へ事務支援業務を委託をすることにより、事務処理が集約し、村と旧協定両者の事務負担軽減が図られた
- ・両交付金の事務を同一組織（土地改良区）へ集約することで、主導的な役割を担う人材確保により、協定に沿った農業生産活動等のマネジメント管理が可能となった



# 中山間地域等直接支払交付金「塩谷町中山間地域活性化協議会」（栃木県塩谷町）

各集落の独自性を維持しつつ、広域化により事務負担軽減を実現

- 第5期対策から5集落が統合し、継続的に参画集落を拡大し（R5年度7集落）、1町1広域協定を実現
- 加算措置の活用により、事務の効率化や省力機械等の多面的な導入・活用を推進

## 町（1町1広域協定）

- ・ 交付事務、支援・指導
- ・ 制度の周知、新規集落の誘導
- ・ 鳥獣害対策関連事業との調整
- ・ 交付金の活用方法の助言等

## 事務局（町役場内）

- ・ 書類整理
- ・ 帳簿管理
- ・ 現地研修、イベント調整
- ・ 機械導入の支援 等

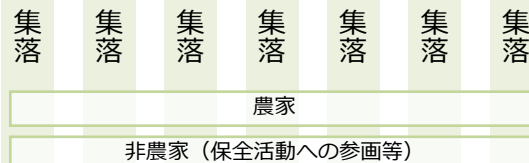
## 塩谷町中山間地域活性化協議会（広域協定）

役員：構成7集落からの代表者により構成  
総代：構成7集落の総代から選出

各集落に  
予算を配分

## 専任事務員の雇用

（集落協定広域化加算から拠出）

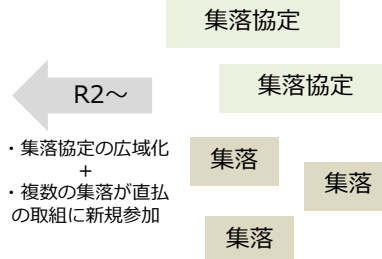


各集落で農用地や水路等の保全活動

共同で乗用草刈機・ドローン等の利用：13台導入（R2年度～R5年度）  
合同で省力化機械のオペレーター養成研修会を実施：計4回（同期間）

## 【集落協定の概要（R5現在）】

協定開始：平成12年度（広域協定化：令和2年度）  
面積：196ha(田)  
共同取組活動費への配分割合：74.9%  
構成員：農業者148人、非農業者101人  
主要作物：水稻、大豆 等



【鳥獣害侵入防止柵設置作業】

## ①集落・地域のこれまで

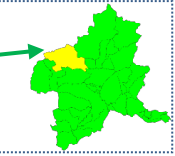
- ・ 町が主導となり、事務負担の軽減及び新規集落参加の効果的推進に向けて、すでに制度に取り組んでいた2集落協定及び新規3集落により、**町を事務局とした広域協定を令和2年度に締結**
- ・ その後新規参加集落を増やし、R5年度は7集落で活動（R6年度からさらに1集落取り込み、8集落で構成）

## ②実施体制の特徴

- ・ 広域協定の締結に当たり、集落協定広域化加算を活用して**専任の事務員を雇用し、町役場内に事務局を設置**
- ・ 協議会から各集落に予算が配分され、**農用地や水路等の保全活動を各集落で実施することで独自性を維持**
- ・ 町から助言等を得ながら、7集落の代表者で構成される総会において共同取組活動の内容を検討

## ③取組の内容・成果

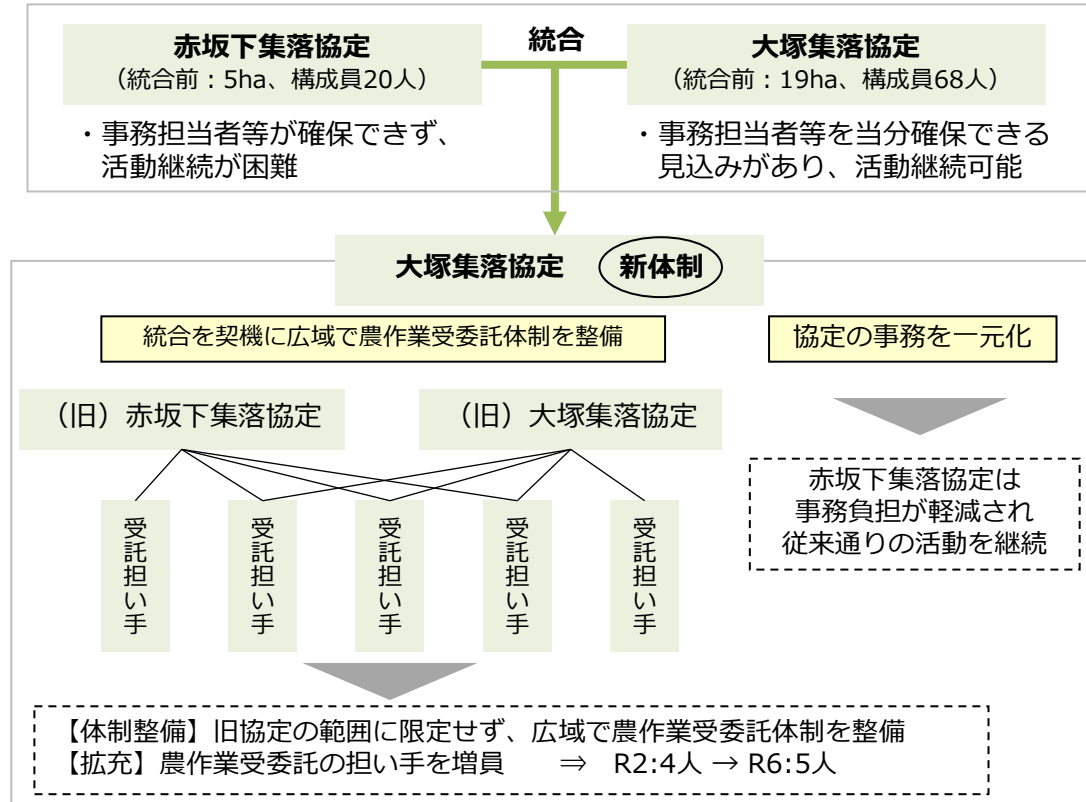
- ・ 町の全旧村（3地区）すべてを広域化していることから、新規農用地の取り込みなど、町全体の掘り起こしが可能
- ・ 広域協定のメリットを活かし、生産性向上加算を用いて乗用草刈機やドローン等の高性能、省力機械の導入・活用が多面的に進み、持続的な活動体制づくりを推進
- ・ 鳥獣害対策関連事業を活用しつつ、侵入防止柵等の整備を実施することで生産性の向上を図っている
- ・ 専任事務員の雇用により下記業務が効率化
  - ・ 交付事務（各集落でなく協議会と町で完結することが可能、専任事務員が実施）
  - ・ 協議会の会計業務 ・ 協議会での機械購入等に関する事務処理（契約関係）
  - ・ 事務処理が困難な集落の活動日誌と支払一覧表の整理を実施
  - ・ 新規参加集落の図面や名簿等の整理 ・ 集落からの交付金に関する相談の対応
  - ・ 総会や会議の開催、機械の説明会に関する段取り



# 中山間地域等直接支払交付金「大塚集落協定」（群馬県中之条町）

協定の統合によるスケールメリットを生かした農作業受委託体制の整備

- 活動取りやめの危機にあった協定を近隣協定に統合したことで、当該協定は活動を継続
- 統合を契機に広域で農作業受委託体制を整備



【集落協定の概要(R5現在)】  
協定開始：平成22年度  
面積：24ha(田)  
共同取組活動費への配分割合：20%  
構成員：農業者67人  
主要作物：水稲



【共同の草刈り活動】

## ①集落・地域のこれまで

- ・赤坂下集落協定では、平成12年度（第1期対策）から中山間地域等直接支払交付金の活動を行ってきたが、高齢化の進行や担い手不足により事務担当者等の後継者がおらず、活動の継続が難しい状況にあった
- ・活動の継続が困難となった赤坂下集落協定と、平成22年度（第3期対策）から活動を継続しており事務担当者等がいる近隣の**大塚集落協定**が統合

## ②実施体制の特徴

- ・**使途や配分ルールは統合後の協定全体で統一しつつ、地域の活動は従来通り旧集落協定単位で実施**
- ・地域全体の合意形成を前提として、協定の役員（事務作業）は旧大塚集落協定が担う
- ・統合を契機として、旧協定の範囲に限定することなく、広域で農作業受委託体制を整備

## ③取組の内容・成果

- ・統合により協定内全ての農地で第5期対策への活動の継続が図られ、適正な農用地の維持管理を実施
- ・旧赤坂下集落協定としては、事務負担が軽減され、従来通りの活動が継続できた
- ・旧大塚集落協定としては、協定に位置付ける農作業受委託の担い手を一人増員し、協定農用地の増加を図ることができた